

小牧市長選挙・小牧市議会議員補欠選挙・
愛知県知事選挙が行われます

問合先 選挙管理委員会 (☎ 76 - 1104)

投票日 **2/5 (日)**

投票時間 **7:00 ~ 20:00**

投票所 **投票所入場券に記載**

※投票日に投票できないときは、期日前投票・不在者投票ができます。
詳しくは左ページをご確認ください。

皆さん
投票に出かけましょう！

投票はカンタン！時間もかかりません。

- 1 投票所入場券が届く
- 2 投票日に投票所へ行く
- 3 受付で投票用紙を受け取る
- 4 記入し、投票箱へ投函

たったこれだけ！

毎回行く人も、行ったことがない人も
投票日には投票に行きましょう！

投票できる方

- 年齢要件
2月5日（投票日）現在で満18歳以上の方（平成17年2月6日以前の出生者）
- 住所要件
令和4年10月28日以前に住民票が作成され（または転入届を提出し）、引き続き投票日（または期日前投票をする日）まで市内に住んでいる方

※要件の詳細は市ホームページをご覧ください。

※外国籍の方など公職選挙法の規定により選挙権を有していない方は、投票することができません。



▲詳細はこちら

投票所には投票所入場券をお持ちください

投票所入場券は、「はがき」に一世帯4人分までをまとめてありますので、確認してください（5人の場合は2枚）。投票所入場券は、選挙人名簿と照合し、円滑に投票していただくためにお送りするものです。忘れずにお持ちください。なお、投票所入場券が届かない、または紛失した場合でも、投票資格がある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

投票日当日に以下のような理由で投票に行くことができない方は、期日前投票制度をご利用ください。

愛知県知事選挙 1/20 (金)～ 2/4 (土)
 小牧市長選挙・小牧市議会議員補欠選挙
 1/30 (月)～ 2/4 (土)
 ※各選挙で期間が異なりますのでご注意ください。

1. 仕事に従事している 2. 市外に旅行中または滞在中 3. 病気・妊娠等で歩行が困難であると考えられる など

場所 ①市役所東庁舎期日前投票所 (堀の内 3 - 1) ②上水道管理センター期日前投票所 (古雅 4 - 117)
 ③味岡市民センター期日前投票所 (久保新町 60) ④北里市民センター期日前投票所 (下針中島 2 - 130)

期間 ①、② 1/20 (金)～ 2/4 (土) ③、④ 1/30 (月)～ 2/4 (土) ※各投票所で期間が異なります。

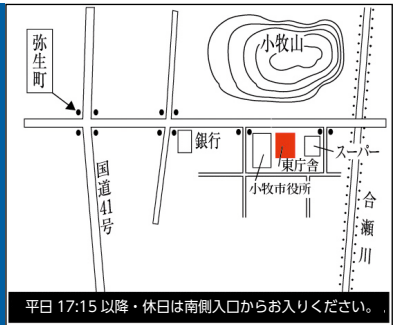
時間 8:30～20:00

※ 1/20 (金)～ 29 (日)までの期間は、愛知県知事選挙のみの投票期間となります。

あらかじめ宣誓書に記入をお願いします

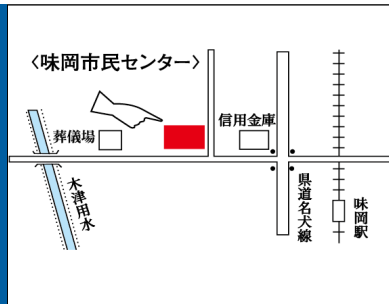
投票所入場券の裏面に、期日前投票の際に必要な「宣誓書」の様式が印刷されています。
 円滑に投票するため、あらかじめ宣誓書に必要な事項の記入をお願いします。

市役所東庁舎

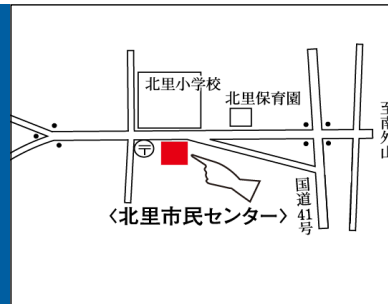


平日 17:15 以降・休日は南側入口からお入りください。

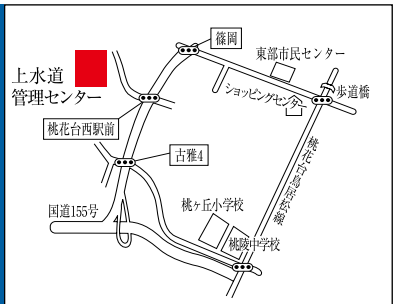
味岡市民センター



北里市民センター



上水道管理センター



不在者投票

遠隔地に滞在中の方、病院・施設等に入院・入所中の方、体の不自由な方などは、不在者投票制度を利用してください。

期間 期日前投票の期間と同じ

時間 8:30～20:00

場所 市役所東庁舎不在者投票所 (堀の内 3 - 1)

※各病院・施設などについては、それぞれの事務局へご確認ください。

※ 1/20 (金)～ 29 (日)までの期間は、愛知県知事選挙のみの投票期間となります。

対象	問合せなど
遠隔地に滞在されている方	滞在地の選挙管理委員会
病院・施設などに入院・入所中の方	病院・施設などの事務局
期日前投票をする時点では選挙権を有していない方 ※例えば投票日には18歳を迎えるが、期日前投票をする時点では17歳の方など	市役所東庁舎不在者投票所でのみ投票可能
右表の○に該当する方 ※現在いる場所で投票用紙を記載し、郵送等で投票可	市選挙管理委員会 ※郵便等投票証明書の交付を受け、投票日の4日前の17:00までに投票用紙の請求が必要

身体障害者手帳	障がいの種類	障がいの程度		
		1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能		○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸		○	-	○
免疫、肝臓		○	○	○

戦傷病者手帳	障がいの種類	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹		○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓		○	○	○	○

※手帳の等級はそれぞれの障がいに関する個別等級を対象とします。

介護保険被保険者証の要介護状態区分	
要介護5	○

上表に該当する方のうち代理記載制度を利用できる方

身体障害者手帳	障がいの種類	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がいの種類	障がいの程度		
					特別項症	第1項症	第2項症
上肢・視覚		1級		上肢・視覚			

